

みやもり荘デイサービスセンター指定通所介護事業所 重要事項説明書

「地域とともに、あなたを支援します」

当施設は介護保険の指定を受けています
岩手県指定 第 0372900217 号

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

利用者とみやもり荘デイサービスセンター指定通所介護事業所との利用契約締結に当たり、施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上の留意事項等をご説明させていただきます。

当施設の利用は原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象になります。但し、要介護認定をまだ受けていない方でも、明らかに要介護度が 1 以上と判断される場合には、要介護認定の申請を行うことを前提として利用することができます。

目 次

1	施設の経営法人	2
2	みやもり荘が目指すもの	2
3	利用施設	2
4	事業実施地域及び営業時間	2
5	職員の配置状況	2
6	サービスの概要	3
7	デイサービス利用上の留意点	3
8	当事業所が提供するサービスの利用料金	4
9	非常災害対策	5
10	緊急時の対応方法	5
11	苦情相談窓口について	6

社会福祉法人ともり会

1 施設の経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 ともり会
- (2) 法人所在地 〒 028-0304
岩手県遠野市宮守町下宮守 28 地割 19 番地 1
- (3) 電話番号 0198-67-2266
- (4) 代表者氏名 理事長 遊田 啓悦
- (5) 設立年月日 昭和 61 年 11 月 28 日

2 みやもり荘が目指すもの

- (1) 利用者の人権を尊重し、安全対策に努めます。
- (2) 職員の資質向上に努め、地域に根ざしたサービスを構築いたします。
- (3) 関係機関との連携に努め、福祉のネットワークづくりに努めます。
- (4) 利用者の秘密を守ります。

3 事業所

- (1) 所在地 〒 028-0304
岩手県遠野市宮守町下宮守 28 地割 19 番地 1
電話 0198-67-2268
- (2) 開設 平成 17 年 4 月 1 日
- (3) 名称 特別養護老人ホームみやもり荘
デイサービスセンター指定通所介護事業所
- (4) 管理者 施設長 多田 浩
- (5) 法令遵守責任者 社会福祉法人ともり会 事務局長 岡本 茂
- (6) 定員 1 日 30 人 (介護予防含む)

4 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 遠野市宮守町
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
定休日	日曜日及び 12 月 31 日～翌年 1 月 1 日
営業時間	午前 8 時 15 分～午後 6 時 00 分
サービス提供時間	午前 9 時 30 分～午後 3 時 45 分

5 職員の配置状況

職 種	配置数	職 種	配置数
施設長 (管理者)	1 名	事務員 (兼)	4 名
施設長補佐	1 名	介助員 (兼)	1 名
看護職員 (兼)	5 名	生活相談員 (兼)	2 名
栄養士 (兼)	1 名	介護職員 (兼)	8 名
調理員 (兼)	3 名	機能訓練指導員 (兼)	1 名

※ パート含む

6 サービスの概要

(1) 共通サービス

ア 排泄

- ・利用者の排泄の介助を行います。

イ 食事

- ・食事の準備・介助を行います。

ウ 送迎サービス

- ・ご自宅と事業所間の送迎を行いません。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、所定の送迎費用をご負担いただきます。
- ・送迎時に居室内の介助を行う場合は、実施時間（30分以内）をサービス提供時間に含めて算定する場合がございます。
- ・送迎をしなかった場合は、片道47円を減算いたします。
- ・送迎時間予定表は目安であり、道路状況等によっては誤差が生じますのでご了承願います。

エ その他自立支援(機能訓練)

- ・心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能や機能低下を防止するための援助を行うよう配慮します。

(2) 加算対象サービス

ア 入浴

- ・入浴又はシャワー浴を行いません。

イ サービス提供体制加算

- ・事業所は、介護従事者の専門性を確保しているもしくは（職員が定着している）事業所として「サービス提供体制加算（Ⅱ）」を受けています。

ウ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

- ・事業所は、利用料金の総額に5.9%乗じた加算額をいただきます。

エ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）

- ・事業所は、利用料金の総額に1.0%乗じた加算額をいただきます。

オ 介護職員等ベースアップ等支援加算

- ・事業所は、利用料金の総額に1.1%乗じた加算額をいただきます。

7 デイサービス利用上の留意点

- (1) 事故防止のため、途中乗車、途中下車はできません。庭先でお乗りになる場合は、車が出入りしやすいよう配慮をお願いします。また、転倒防止のため、履物はしっかりしたものでお願いします。
- (2) 連絡帳にその日のサービス内容、健康状態、次回利用日、連絡事項等を記録してあります。必ず目を通してください。
- (3) 体調不良等（法定伝染病含む）が認められた時は、お休みいただくか、早めにお帰りいただくこともあり、緊急連絡先へご連絡いたします。また、必要に応じてすみやかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。
- (4) お互いに気兼ねせず気持ちよく利用するために、菓子類やアルコール類等決められた物以外は持ち込まないようお願いします。
- (5) 利用を休む時は、前日の午後5時15分までにセンターまでご連絡ください（体調不良等の場合はこの限りではありません）。
- (6) センター利用の際は、持ち物、衣類、履物には必ずお名前を記入してください。

(7) 併設している老人ホームの利用者に面会するときは、職員にその旨を伝え面会簿に記入してください。

8 事業所が提供するサービスの利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

次のサービスについては、費用基準額から事業所に支払われるサービス費の額を控除して得た額が給付されます。

(上段1割、中段2割、下段3割の自己負担金額)

1 ご利用者の 要介護度と サービス利 用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		5,810円	6,860円	7,920円	8,970円
2 うち、介護 保険から給 付される金 額	5,229円	6,174円	7,128円	8,073円	9,027円
	4,648円	5,488円	6,336円	7,176円	8,024円
	4,067円	4,802円	5,544円	6,279円	7,021円
3 サービス利 用に係る自 己負担額	581円	686円	792円	897円	1,003円
	1,162円	1,372円	1,584円	1,794円	2,006円
	1,743円	2,058円	2,376円	2,691円	3,009円

※送迎時に居室内の介助を行う場合は、実施時間(30分以内)をサービス提供時間に含めて算定する場合がございます。

※送迎しない場合は、片道47円を減算いたします。

加算対象サービス

以下のサービスを利用される場合には、其々の料金が共通サービスに加算されます。

(上段1割、中段2割、下段3割の自己負担金額)

1 加算対象サービスと サービス利用料金	①入浴介助加算(Ⅰ)	②サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)
		400円
2 うち、介護保険から 給付される金額	360円	162円
	320円	144円
	280円	126円
3 サービス利用に係る 自己負担額	40円	18円
	80円	36円
	120円	54円

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

・事業所は、利用料金の総額に5.9%乗じた加算額をいただきます。

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

・事業所は、利用料金の総額に1.0%乗じた加算額をいただきます。

介護職員等ベースアップ等支援加算

・事業所は、利用料金の総額に1.1%乗じた加算額をいただきます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

ア 食費

利用者に提供する食事に係る費用は、1食あたり600円です。

食事時間 12:00～

イ 通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと事業所との間の送迎費用として下記料金をご負担いただきます。 1キロメートル 37円

ウ 複写物の交付

利用者及び代理人は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

エ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品（尿取りパッド・おむつ類・処置用具等）の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)、(2)の料金は、1か月ごとの精算となっております。請求書をお届けしますので翌月末日までに下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア 口座振替(※原則、口座振替でお願いいたします。)

イ 現金

(4) 利用の中止、変更、追加

ア 利用予定日の前に、利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止、変更又は追加できます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出て下さい。

イ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

・利用予定日の前日までに申し出があった場合 無料

・利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 当日の利用料金の10%

ウ サービス利用の変更又は追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議させていただきます。

9 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに常に関係機関と連絡を密にし、取るべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し防災計画に基づき、利用者及び職員の訓練を行います。

10 緊急時の対応方法

利用者に容態の変化等があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。(状態によっては119番への連絡を含みます)

緊急連絡先

第一連絡先氏名	(続柄—)
住所又は勤務先等	電話番号
第二連絡先氏名	(続柄—)
住所又は勤務先等	電話番号
病院名	電話番号
主治医名	
緊急病院	電話番号
居宅介護支援事業所名	
介護支援専門員氏名	
乗降場所	

11 苦情相談窓口について

- (1) 利用者やご家族の方々が気軽に安心して相談できるよう事業所内に『苦情・相談窓口』を設置し、迅速かつ適切な解決並びにサービスの向上に積極的に取り組みます。
 - (2) 『苦情・相談窓口』の受付担当職員は、生活相談員 菊池 剛 です。
 - (3) 投書箱を用意しております。事業所や施設従事者への要望、苦情、相談等ございましたらお気軽に投書ください。
 - (4) ご相談にあたっては、誠意をもって対応するとともに、プライバシー保護に努めます。
- ※ 解決困難な相談につきましては、「苦情解決検討委員会」において検討し、ご回答いたします。詳しくは社会福祉法人ともり会 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みを玄関に掲示しておりますので、ご覧ください。
- (5) 最寄りの各市町村にも『総合相談窓口』が設置されております。

遠野市遠野健康福祉の里 健康長寿課

所在地 岩手県遠野市松崎町白岩字薬研淵4地割1番地

電話番号 0198-62-5111 FAX 0198-63-1235

受付時間 8:30~17:15

遠野市役所宮守総合支所

所在地 岩手県遠野市宮守町下宮守29地割77番地

電話番号 0198-67-2111 FAX 0198-67-2157

受付時間 8:30~17:15

岩手県国民健康保険団体連合会

所在地 岩手県盛岡市大沢川原3丁目7番30号

電話番号 019-623-4325 FAX 019-622-1668

受付時間 9:00~17:00

岩手県県南広域振興局 長寿福祉課

所在地 岩手県奥州市水沢区大手町5丁目5

電話番号 0197-22-2811 0197-25-4106

受付時間 9:00~17:00

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基ついて重要事項の説明を行いました。

事業所 特別養護老人ホームみやもり荘
所在地 岩手県遠野市宮守町下宮守 28 地割 19 番地 1
管理者 施設長 多 田 浩 印

説明者 主任介護職員兼生活相談員 印

(利用者) 私は、この重要事項説明書の内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。

利用者 住所 印
氏名

(代理人) 私は、利用者本人の同意の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

代理人 住所 印
氏名
本人との続柄

(身元引受人) 私は、以上の重要事項の説明を受け、身元引受人としての責任について理解しました。

身元引受人 住所 印
氏名
利用者との関係

(連帯保証人) 私は、以上の重要事項の説明を受け、連帯保証人としての責任について理解しました。

連帯保証人 住所 印
氏名
利用者との関係

個人情報の開示に関する承諾書

社会福祉法人ともり会が行う事業の「みやもり荘デイサービスセンター」を利用する者の個人情報の利用について、その利用目的と利用範囲について説明を受け、了承しましたので、私の情報を提供し、その利用に同意します。

(使用する目的・範囲)

- ① 利用者のケアプラン立案のために行われるサービス担当者会議等での情報提供
- ② 包括支援センターや介護支援専門員及びサービス提供事業所との連絡調整
- ③ 事業所内における介護サービスの円滑な提供
- ④ 介護保険請求及び支払い事務（審査支払機関へのレセプトの提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答）
- ⑤ 事務所における介護サービス事業所等の管理運営業務の円滑化（サービス利用に係る管理、会計・経理、事故等の報告、損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等、介護サービスの維持・改善のための基礎資料、介護学生の実習への協力等）
- ⑥ 緊急時の医療機関、救急車への情報提供
- ⑦ 事業所の発行する広報、ホームページへの写真掲載

みやもり荘デイサービスセンター指定通所介護事業所

施設長 多田 浩 殿

令和 年 月 日

説明者氏名 _____ 印

ご利用者氏名 _____ 印

代理人氏名 _____ 印